

社会保障審議会 介護保険部会（第109回）	資料 3 - 2
令和 5 年 12 月 7 日	

介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の見直し について（報告）

厚生労働省老健局

介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の見直し

(介護保険法施行令の改正・厚生労働省告示の創設)

- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の上限額は、事業移行前年度の実績額に市町村の75歳以上高齢者の伸び率を乗じた額とされ、特別な事情がある場合は、例外的な個別判断により上限額を超えた交付金の措置が認められている。
- 総合事業の上限制度については、改革工程表2020に基づき、令和3年度以降その運用について必要な見直しを行ってきており、また、介護保険部会の意見書においても「引き続き検討を行うことが適当」とされたところ。

「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）

64．b．地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- 総合事業費の上限額については、自治体の状況等を踏まえ、見直しを進めるとともに、小規模な自治体であっても持続可能な介護予防の活動ができるよう、やむを得ない事情により上限額を超過する際のきめ細かな対応について、引き続き検討を行うことが適当である。

- 市町村の状況を踏まえ、総合事業の上限制度が適切に運用できるよう、以下について**政令・告示により明確化**
 - ・ 介護予防効果の高い新たなプログラムについて、将来の費用低減が見込まれるものであること
 - ・ 75歳以上高齢者が減少局面にある市町村や人口1万人未満の小規模市町村へのきめ細やかな対応

介護保険法施行令第37条の13第5項の改正（案）

- ・ 現行の「介護予防の効果が高い新たな事業」について、将来の総合事業費の低減に資すると見込まれるものであることを**明確化**
- ・ 75歳以上人口が減少局面にある市町村による将来における総合事業の費用の低減に資すると見込まれる事業の実施を**追加**
- ・ 「その他の特別な事情」を「その他の厚生労働大臣が定める事由」とし、個別協議を行うことのできる事由を**具体化**

厚生労働省告示の制定（案） ※①～③は政令で定める事由

介護保険法施行令に基づき個別協議を行うことができる事由を定める

- ① 災害による居宅要支援被保険者等の数の増加
- ② 介護予防の効果が高く、かつ、将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施
- ③ 75歳以上人口が減少局面にある市町村による将来における総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施
- ④ 人口1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施
- ⑤ その他厚生労働省老健局長が定める事由

介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の見直し (令和6年度以降の個別協議要件)

- 令和6年度の個別協議要件(案)は下表のとおり。
- なお、令和6年度から、厚生労働省告示で別に定めることとしている事由として、「介護予防・重度化防止に取り組んでいることを背景として、やむを得ず総合事業の事業費が上限額を超過していると認められる場合」を新設する。

	令和4年度要件(ガイドラインに記載)	令和6年度以降の要件		
		政令	告示	具体的な要件(老健局長通知記載事項※下線部は令和4年度要件からの変更箇所)
1 新たなプログラム導入	<ul style="list-style-type: none"> 前年度以降で総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、事業の再構築、産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合 	将来の費用低減を求める	②	1a 前年度以降で総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、事業費の再構築、産官学の取組の推進により、 <u>当該プログラムの導入年度から起算して3年度経過後には総合事業に要する額が原則の上限額の範囲内となることが見込まれる場合</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度以前に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、平成30年度(又はサービス・プログラム導入年度)の事業費に対して前年度の事業費が減少しており、今後も事業の再構築、産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合 			1b 前々年度に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、当該事業の導入により総合事業に要する費用が減少しており、かつ、翌年度には総合事業に要する額が原則の上限額の範囲内となることが見込まれる場合
2 小規模市町村等	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上人口が減少局面にあり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合。 	追加	③	2a 75歳以上人口が減少局面にあり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合
	<ul style="list-style-type: none"> 人口一万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの担い手が一時的に不足する場合 	その他の厚生労働大臣が定める事情	④	2b 人口一万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの担い手が一時的に不足する場合
	<ul style="list-style-type: none"> 離島等の市町村で、65歳以上高齢者一人当たり事業費額が、全保険者の平均(1万円)未満である場合 		⑤	2c 離島等の市町村で、65歳以上高齢者一人当たり事業費額が、全保険者の平均(1万円)未満である場合
3 その他のやむを得ない事情	<ul style="list-style-type: none"> 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額から控除することとされている「介護予防支援(給付)」の費用額の変動率が、75歳以上人口変動率よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援(給付)の費用額が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合 	その他の厚生労働大臣が定める事情	⑤	3a 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額から控除することとされている「介護予防支援(給付)」の費用額の変動率が、75歳以上人口変動率よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援(給付)の費用額が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合
	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等ベースアップ等支援加算創設により個別協議が必要である場合(介護職員等ベースアップ等支援加算の実施のために必要な金額の範囲に限る。) 			3b 介護職員等ベースアップ等支援加算創設により個別協議が必要である場合(介護職員等ベースアップ等支援加算の実施のために必要な金額の範囲に限る。)
	(新設)			3c 効果的な総合事業の実施により介護予防・重度化防止に取り組んでいることを背景として、やむを得ず総合事業の事業費が上限額を超過していると認められる場合